

マレー人の改宗とふたつの裁判制度

光成歩*

2000年代以降、「マレー人によるイスラムからの改宗」が裁判係争として顕在化している。近年もっとも大きな議論を呼んだのがリナ・ジョイ(元の名はアズリナ・ジャイラニ)の係争である。リナ・ジョイはキリスト教徒男性との結婚を望み、1997年から約10年間、「イスラムからの公的な改宗」(以下、「改宗」。「棄教murtad」と称されることも多い)を試みてきた。しかし2007年5月30日、マレーシア連邦裁判所は「改宗」手続きはシャリーア裁判所で行うべきと判断し、リナ・ジョイの訴えを棄却した¹。

「リナ・ジョイ係争」の争点は以下の4点である。

- ①国民登録局はリナ・ジョイにシャリーア裁判所の証明書の提出を求める法的な根拠を有しているか。
- ②国民登録局による上記の要求についての1990年国民登録規則解釈は妥当であったか。
- ③スーン・シン判決における「黙示による管轄付与」原則の採用は妥当であったか。
- ④リナ・ジョイがイスラムを「棄教」し自らの選んだ宗教を信仰することは憲法で保障された権利であり、国民登録局がリナ・ジョイの申請を認めないのは憲法に違反する。

一見して分かるように、民事裁判所とシャリーア裁判所のあいだの管轄問題が主要な争点となった。しかし他方で、「マレー人による「改宗」の

是非について直接議論されることは稀であった²。リナ・ジョイ側の弁護団は、イスラムからキリスト教への「改宗」は憲法が保障する権利であると主張していたが、連邦裁判所は管轄についての判断をもって判決とし、「改宗」の是非の判断をシャリーア裁判所にゆだねた³。以下では、「改宗」係争が管轄問題とならざるを得ない裁判制度の仕組みと、その世論形成における機能について仮説を提示したい。

「リナ・ジョイ係争」の争点のひとつは、ふたつの裁判所のどちらが「改宗」をあつかうべきかという管轄問題(上記争点の①～③)だった。現行制度には「改宗」をめぐる裁判管轄に一貫した決まりがない。このため「改宗」の是非よりも、管轄の帰属が争点となることが多い⁴。

マレーシアの民事裁判制度は、連邦裁判所を頂点とし、連邦全域に管轄がおよぶ民事裁判所と、各州の条例によって設置され、州のイスラム条例を適用するシャリーア裁判所からなる。シャリーア裁判所は、ムスリムの家族法・相続法およびイスラム教義に関する事柄を主としてあつかい、

* 東京大学大学院・博士課程

² 2004年の高等裁判所判決では、リナ・ジョイの提訴棄却事由として「マレー人定義」を挙げ、マレー人である原告はイスラムから「改宗」することができないと判断している。Lina Joy v Majlis Agama Islam Wilayah & Anor [2004] 2 MLJ 119。

³ 連邦裁判所の少数意見は、「本係争は憲法問題にかかわるものである」として信教の自由原則からリナ・ジョイの申し立てを認め、国民登録局の規則・運用を違憲と判断した。

⁴ スーン・シン係争(Soon Singh a/l Bikar Singh v Pertubuhan Kebajikan Islam Malaysia (PERKIM) Kedah & Anor [1991] 1 MLJ 489.)が代表的。

¹ Lina Joy v Majlis Agama Islam Wilayah Persekutuan [2007] 4 MLJ 585。

非ムスリムは含まれない。他方、民事裁判所の管轄はシャリーア裁判所の管轄を除くとされており⁵、両者の管轄は制度上排他的である。しかし実際には、「改宗」についての州の規定にばらつきがあるため⁶、「改宗」をめぐる裁判管轄は個々の係争で争われ、判例によって暫定的に定められている⁷。

「リナ・ジョイ係争」では、民事裁判所に「改宗」の認定を求めているが、イスラム当局(連邦直轄領イスラム宗教委員会など)側はシャリーア裁判所こそが「改宗」をあつかう唯一の適切な裁判所であると反論した。これは、民事裁判所が「改宗」如何を判断することはシャリーア裁判所への干渉だという主張でもある。

「リナ・ジョイ係争」のもうひとつの争点(上記争点の④)は、「信教の自由」(憲法 11 条)の問題として提示されたが、実質的にはマレー人の「改宗」の可否の問題と言える。憲法が定める「マレー人定義」(憲法 160 条)の要件のひとつはイスラムであり、マレー人とイスラムとの結びつきは社会的・政治的にも重要な前提となっている。だからこそマレー人の公的な「改宗」は、宗教のみならず民族の越境をも含意する社会問題となるの

である。

しかし、連邦裁判所は「マレー人定義」や「信教の自由」についての直接の判断をさげ、管轄問題に争点を限定した。つまり、管轄問題は、「改宗」の可否に対する実質的な判断をさけるための形式的な争点という機能も持っているのである。だが言い換えれば、争点が管轄に収れんすることで、「改宗」の是非についての意見分裂を防いでいるとも言える。

実際、「リナ・ジョイ係争」をめぐる世論ではふたつの立場が対峙していたが、「マレー人による「改宗」」の是非については双方とも踏み込んだ議論を行っていない。これには、両裁判制度の境界線をめぐる管轄問題が以前から問題視されていたという状況が一因している。「リナ・ジョイ係争」を支持する憲法 11 条連合は、係争を独立の問題としてではなく、管轄をめぐる係争のひとつとして形成された。またムスリム団体も、係争を「シャリーア裁判所の地位を揺るがす問題」と認識しており、憲法 11 条連合への対抗言説形成の焦点は管轄問題に限定されていた。

とはいえ、「マレー人定義」を公的に問題化することは困難である。管轄問題は「改宗」問題と切り離されているのではなく、それを代替的に問うものと考えらるべきであろう。

⁵ マレーシア連邦憲法 121 条 1A項は「1 項で言及された裁判所(筆者注:高等裁判所)はシャリーア裁判所の司法管轄に属するいかなる事項についても管轄権を持たない」として、シャリーア裁判所の独立の地位を認めている。

⁶ 多和田裕司「現代マレーシアにおける棄教:「制度化」されたイスラームの一断面」『人文研究』(大阪市立大学大学院文学研究科紀要)第 58 巻、2007 年、215-218 ページ。

⁷ 連邦裁判所の判断が下位の裁判所を拘束するため、完全に流動的であるわけではない。スーン・シン係争や「リナ・ジョイ係争」に対する連邦裁判所判決は、「改宗」をめぐるのちの係争を拘束することになる。また、管轄の帰属を判断するのは民事裁判所である。